

1 全般的事項

総合環境コンビナート複合中核施設建設事業が計画されている地域は、若松区響灘の工業専用地域であり、地域特性から判断した場合、当該事業の実施に伴う環境への影響は、現時点では比較的軽微であると考えられる。しかし、事業予定地の周辺には、本市が先進的に取り組んでいる北九州エコタウン事業に関連した企業が立地しており、今後も進出が予定されている。

このため、建設する施設の事業計画や工事計画の策定に際しては、これらの企業を含む周辺地域に対して、可能な限り環境への影響を及ぼさないよう配慮することが必要である。

特に、事業計画の中で当該施設の稼働後に排出される廃棄物及び排出ガス中の有害物質については、適切な処置対策を講じることが必要である。

2 環境影響評価の項目選定に関する事項

事業者が選定した環境影響評価の項目について、特に追加又は削除の必要はない。

しかし、今後、環境影響評価を進めていくなかで、環境への影響に関して新たな事実が判明し、又は予測された場合においては、必要に応じて、選定された項目の見直し又は追加を行うことが必要である。

3 調査、予測及び評価の手法

(1) 建設工事の実施に伴う環境への影響の調査、予測及び評価は、詳細な工事計画を策定して、建設機械の稼働が最大となる時期を確認し、この時期を対象に実施されることが必要である。

(2) 当該事業の供用開始後における廃棄物を搬入する車両については、現段階では搬入ルートは示されているものの、現状の交通量に対する当該車両の混入率や具体的な搬入台数は明示されていない。このため、工事計画の中でこれらの情報を明確にした上で、より適切な予測及び評価の方法を検討し、実施することが必要である。

4 その他

(1) 当該事業の特性から判断すると、事業の実施に伴う環境への影響としては、供用開始後に当該施設から排出される二酸化炭素、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類等による周辺の環境への負荷の増大が懸念される場所である。このため、これらの物質の排出対策を中心とした環境保全対策について検討を行うとともに、準備書にはその検討結果を明記することが必要である。

さらに、これらの物質については、環境監視の計画についても検討し、その結果を準備書に明記することが必要である。

(2) 建設工事に伴い発生が予想される濁水の対策については、沈砂池を設置し、濁水が海域に流入するのを防止する等の対策を講じる必要がある。このため、事業者は、建設工事中の濁水対策に係る検討を行い、その検討内容及び環境保全対策を準備書に明記することが必要である。

(3) 廃棄物処理施設の建設工事に伴う環境への影響及び廃棄物の処理に伴う環境への影響については、市民の関心が高いこともあり、事業者は、適宜、学識経験者等専門家の助言を仰ぎつつ、今後の環境影響評価を適切に実施することが必要である。